

公 示 日：2026 年 8 月 19 日（水）

調達管理番号：26a00406

国 名：エルサルバドル共和国

担 当 部 署：中南米部 中米・カリブ課

調 達 件 名：エルサルバドル国中米統合機構（SICA）地域協力アドバイザー（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：中米統合機構（SICA）地域協力アドバイザー
- （２） 格 付 ：2 号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：サンサルバドル市
- （５） 契約履行期間（予定）：2026 年 10 月下旬から 2029 年 2 月下旬
- （６） 渡航期間：2027 年 1 月上旬から 2028 年 12 月上旬
- （７） 業務量の目途：24 人月

2. 業務の背景

中米統合機構（SICA）は、中米地域の統合と平和、自由、民主主義と開発を達成することを目的として 1991 年に設立された。グアテマラ・エルサルバドル・ホンジュラス・ニカラグア・コスタリカ・パナマ・ベリーズ・ドミニカ共和国の 8 か国が加盟し、主に中米地域における防災・気候変動、治安、経済統合、社会統合、地域組織強化の 5 つの主要分野を中心に地域統合を促進するための活動を行っている。エルサルバドルに本部を置く SICA 事務総局（SG-SICA）は、これらの分野に係る関係機関との調整を行い、首脳会合の調整、実施、合意事項のフォローアップを通して、中米地域内での地域協力を促進している。

JICA は、2000 年から中米統合、地域協力の促進を目的に専門家を派遣しているが、特に 2015 年以降は SG-SICA 及び SICA セクター専門機関（以下、「SICA 側」

という)との連携のもと、重点分野の抽出・合意形成や、重点分野に沿った具体的な地域協力案件の形成が進められ、各分野にて協力を実施してきた。

本案件は、SICA より、協力の実施促進を目的とした日本人アドバイザーの派遣が求められ、本事業の要請に至ったものである。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家には、JICA エルサルバドル事務所と十分に連携して活動を計画・実施することを通じ、下記の成果の達成が期待されている。

- (1) SICA-JICA 地域協力 5 か年計画 (2026-2030) が策定・合意され、活用される。
- (2) JICA による既存の SICA 及び加盟国への地域協力案件が円滑に実施されるためのモニタリングが行われ、必要に応じて助言・調整が行われる。
- (3) JICA の SICA 地域協力の優良事例及び教訓が整理され、域内外への普及展開が行われる。
- (4) 帰国研修員等、既存のリソースを活用した SICA 協力新規案件形成・実施が促進される。

4. 業務の内容

【SICA-JICA5 か年計画の策定・合意、活用】

- 1-1 : JICA の対 SICA 協力方針を踏まえ、SICA-JICA 地域協力 5 か年計画 (2026-2030) の SICA の基本方針 (5 本柱) 下、優先課題の選定について、SICA 側及び JICA 関係部署と検討する。
- 1-2 : 1-1 の結果把握した優先課題に基づき、SICA-JICA 地域協力 5 か年計画 (2026-2030) の策定を支援する。
- 1-3 : 1-2 で策定された SICA-JICA 地域協力 5 か年計画 (2026-2030) に記載されている協力事業を把握し、実施状況・成果・教訓を取りまとめる。
- 1-4 : SICA-JICA 地域協力 5 か年計画を毎年 JICA 及び SICA 側と協議のうえ、更新する。

【対 SICA 協力のモニタリング】

- 2-1 : 対 SICA 地域協力の実施監理・モニタリング評価に関し、SICA 側 (加盟各

国の関係省庁を含む）及び日本側（外務省、JICA）双方の関係者と情報共有を行い、対 SICA 地域協力の意義、実績、成果、教訓を確認・発信する。

2-2:「SICA-JICA コンサルテーション会議」や「日・中米対話と協力フォーラム」等、実施上の課題や調整事項を協議するための対話メカニズムについて、JICA、SICA 及び加盟国政府、外務省の要請に基づき必要な準備、実施のための支援を行い、適宜参加者の調整を行う。

【普及展開】

3-1：SICA 加盟国及び SICA 向けに実施された二国間協力案件、地域協力案件及び広域協力案件、帰国研修員のその後の活動について情報収集を行い、域内展開又は再活用が期待される成果がある優良事例を特定する。

3-2：3-1 で特定された優良事例につき、SICA のセクター大臣会合・域内セミナー・情報共有会合・広報資料等を通じて SICA 側に対し成果の再認識や再活用を促進する。

3-3：域内セミナー実施後、必要に応じてこれら成果の活用について関連機関と情報収集及びフォローを促す調整を行う。

【SICA 地域協力案件形成、実施の促進】

4-1：SICA 関係機関及び JICA 関係部署、また関連在外公館との間で、1-3 で取りまとめた教訓や帰国研修員等既存リソースも踏まえ地域協力案件の形成・要請、及び円滑な実施に係る調整・支援を行う。

4-2：SICA 及び JICA 関係部署と協働で、SICA 関係者を対象とする研修事業のテーマ設定、計画、参加者調整、実施及び帰国後のフォローアップのデザイン及び実施を支援し、モニタリングする。

4-3：SICA 関係者の参加実績がある研修コース（課題別研修、国別研修等）につき、帰国研修員のアクションプランの実施状況を SICA とモニタリングを行い、結果を整理する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	SICA 地域協力の普及展開	3-2, 3-3

2	SICA 加盟国を対象とした研修事業等 SICA 地域協力案件形成・実施の促進	4-1, 4-2, 4-3
3	対 SICA 予算等の制約を踏まえた現実的な観点からの協力課題の特定や成果の域内普及方法	3-2, 3-3, 4-2, 4-3

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	援助調整、各種政策アドバイザー、国際機関
語学の種類	スペイン語（英語ができることが望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ¹	渡航開始より1か月以内	中南米部（CC:エルサルバドル事務所）	スペイン語	電子データ	-
			日本語	電子データ	-
		C/P 機関	スペイン語	電子データ	-
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ²	国際協力調達部（CC:中南米部、エルサルバドル事務所）	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部（CC:中南米部、エルサルバドル事務所）	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	中南米部（CC:国際協力調達部、エルサルバドル事務所）	日本語	電子データ	-

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

		ドル事務所)			
--	--	--------	--	--	--

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2027 年 1 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る他の専門家はいません。

(2) 参考資料

① 本業務に関する参考資料は以下の通りです。

- ・中米統合機構（SICA）・カリブ共同体（CARICOM）地域協力のあり方に係る
情報収集・確認調査

和文：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000057086.pdf>

- ・SICA 地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト事業完了報告書

和文：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12349353.pdf>

- ・コスタリカ SICA 農業農村開発アドバイザー

和文：<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000052655.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 9月 2日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 9月 11日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 9月 16日 14時～15時30分
4	評価結果の通知	2026年 9月 28日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1 部
- (3) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER
を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可

能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,565,000	1,761,000
	個人	1,212,000	1,407,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		61,900	62,300

③ 住居費：1,400 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,923,380 円／人

（２） 便宜供与内容

ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通 訳 備 上：なし

オ) 執務スペースの提供：SG-SICA 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請

日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA エルサルバドル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨

時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以 上

案件概要表

1 案件名（国名）

国 名：（派遣国）エルサルバドル共和国（エルサルバドル）
（協力対象国）中米統合機構（SICA）加盟国
案件名：（和名）SICA 地域協力アドバイザー
（英名）Advisor for SICA Regional Cooperation

2. 事業の背景と必要性**（１） 中米地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け**

中米統合機構（SICA）は、1991 年、中米地域の統合と平和、自由、民主主義と開発を達成することを目的として設立された。グアテマラ・エルサルバドル・ホンジュラス・ニカラグア・コスタリカ・パナマ・ベリーズ・ドミニカ共和国の 8 か国が加盟し、「経済統合」「社会統合」「民主的安全保障」「自然災害及び気候変動緩和」「制度強化」の 5 つを柱に統合を促進するための活動を行っている。エルサルバドルに本部を置く SICA 事務総局（SG-SICA）は、これらの分野に係る関係機関との調整を行い、首脳会合の調整、実施、合意事項のフォローアップを通して、中米地域における協力の推進を担っている。

JICA は 2000 年以降、専門家を SICA へ継続的に派遣し、国境を越える地域横断的な課題への対応や、二国間協力の成果の域内展開等を通じて、SICA との地域協力を実施してきた。2015 年からは優先課題へのリソース集中と関係機関との連携強化を図るため、SICA-JICA 地域協力 5 カ年計画を SICA と策定・合意、同計画に基づき体系的な地域協力を運用・監理してきた。直近の SICA-JICA 地域協力 5 か年計画（2021-2025）では、①物流・ロジスティックス、②環境・気候変動、③女性の経済的自立支援、④持続的な観光開発、⑤農業・農村開発、⑥南南協力・三角協力の推進の 6 分野を重点分野として協力を進めてきた。

このような背景の下、20 年以上にわたるこれまでの SICA 協力の実績を踏まえ、JICA は「SICA・CARICOM 地域協力のあり方に係る基礎情報収集・確認調査」を実施した。同調査では、物流・ロジスティックスや防災等、国境を超える課題への対応に係る協力については、各国に対する個別協力よりも SICA を通じて域内全体に対して実施するほうが高い効果が期待できることが確認された。その上で、今後の SICA 協力については、①国境を跨ぎ地域や複数国で取り組む必要がある課題や分野、②加盟国が共通して抱える課題であり、周辺国で得られた成果や教訓等の共有を通じて効果的な解決が期待される分野を優先する方向性が示された。

本事業では、上記の対 SICA 協力方針を踏まえ、SICA 協力案件を形成するため、

引き続き日本人アドバイザーの派遣が求められ、本事業の要請に至ったものである。SICA-JICA 地域協力 5 か年計画（2026-2030）の策定・運用を支援するとともに、SICA 及び加盟国の関係機関との協議・調整を通じて、地域協力案件の形成・実施促進、既存案件のモニタリング、優良事例の域内共有等を行う。業務においては、対象国及び SICA セクター専門機関を見極めや帰国研修員の活用などを通じた、効率的な実施が求められる。

（２） 中米地域に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、2005 年の日本・中米首脳会合にて採択された「東京宣言」及び日本の対中米協力の指針である「東京行動計画」に基づく、中米地域との関係強化・協力促進に資するものである。また、SICA 加盟国は自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する重要なパートナーであり、国際連合をはじめとする国際機関や多国間外交において日本への理解形成にもつながり得る。さらに、SICA 加盟 8 か国の国別開発協力量針³において中米地域の安定及び地域協力の重視・推進等が示されており、本事業はこれらの方針とも整合する。

（３） 他の援助機関の対応

SICA 及び加盟国に対する地域協力については、欧州連合（EU）、スペイン（AECID）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、韓国国際協力団（KOICA）等が協力を実施している。本事業では、これら援助機関の動向も踏まえつつ、JICA の比較優位を活かした協力の形成・実施を図る。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業は、SG-SICA と協働のうえ、「SICA-JICA 地域協力 5 か年計画（2026-2030）」の策定・運用及び同計画に基づく案件形成・実施促進を支援することにより、もって地域公共財の創出と域内課題解決を通じて地域協力の推進に資する。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

SICA 加盟各国

（３） 総事業費（日本側）

0.63 億円

（４） 事業実施期間

2027 年 1 月～2028 年 12 月を予定（計 24 カ月）

（５） 事業実施体制

SG-SICA 国際協力部を主たるカウンターパート（C/P）とする。

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1：SICA-JICA 地域協力 5 か年計画（2026-2030）が策定・合意され、運用される。

成果2：JICA による既存の SICA 及び加盟国への地域協力案件が円滑に実施されるためのモニタリングが行われ、必要に応じて助言・調整が行われる。

成果3：JICA の SICA 地域協力の優良事例及び教訓が整理され、普及展開が行われる。

成果4：帰国研修員等、既存のリソースを活用した SICA 協力新規案件形成、実施が促進される。

(2) 主な活動

活動1-1：JICA の対 SICA 協力量針を踏まえ、SICA-JICA 地域協力 5 か年計画（2026-2030）の重点分野及び各課題の優先度について、SG-SICA 及び SICA セクター専門機関（以下「SICA 側」）、JICA 関係部署と検討する。

活動1-2：1-1 の結果把握したニーズに基づき、SICA-JICA 地域協力 5 か年計画（2026-2030）の策定を支援する。

活動1-3：SICA-JICA 地域協力 5 か年計画（2026-2030）に記載されている協力事業を把握し、実施状況・成果を取りまとめる。

活動1-4：SICA-JICA 地域協力 5 か年計画を JICA 及び SICA 側と協議のうえ、毎年更新する。

活動2-1：対 SICA 地域協力の実施監理・モニタリング評価に関し、SICA 側（加盟各国の関係省庁を含む）および日本側（外務省、JICA）双方の関係者と情報共有を行い、対 SICA 地域協力の意義、実績、教訓を確認する。

活動2-2：「SICA-JICA コンサルテーション会議」や「日・中米対話と協力フォーラム」等、実施上の課題や調整事項を協議するための対話メカニズムについて、SICA 及び加盟国政府、外務省の要請に基づき必要な準備、実施のための支援を行い、適宜参加者の調整を行う。

活動3-1：SICA 加盟国（SG-SICA 含む）向けに実施された二国間協力案件、地域協力案件及び広域協力案件、帰国研修員のその後の活動について情報収集を行い、域内展開又は再活用が期待される優良事例を特定する。

活動3-2：3-1 で特定された優良事例につき、セクター大臣会合・域内セミナー・情報共有会合・広報資料等を通じて SICA 側に対し成果の再認識や再活用を促進する。

活動 3-3：域内セミナー実施後、必要に応じて成果の活用について関連機関と情報収集及びフォローを促す調整を行う。

活動 4-1：SICA 側及び JICA 関係部署、また関連在外公館との間で、1-3 で取りまとめた教訓や帰国研修員等既存リソースも踏まえ地域協力案件の形成・要請、及び円滑な実施に係る調整・支援を行う。

活動 4-2：SICA を対象とする研修事業につき、SICA 側及び JICA 関係部署と協働で、テーマ設定、計画、参加者調整、実施及び帰国後のフォローアップのデザイン及び実施を支援する。

活動 4-3：SICA 関係者の帰国研修員のアクションプランの実施状況につき、SICA 側とモニタリングを行い、結果を整理する。

以 上